

見附市告示第18号

見附市若手企業人育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年2月26日

見附市長 稲田 亮

見附市若手企業人育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市若手企業人育成事業補助金交付要綱（令和2年見附市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中「昭和34年条例第41号」を「昭和34年見附市条例第41号」に改め、「算出した額。」の次に「ただし、宿泊料が同条例別表第1に規定する額を下回った場合は、現に支払った額。」を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市若手企業人育成事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。